

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング（第 28 回）
2. 日 時	平成 25 年 7 月 26 日（木）午後 1 時 30 分 ～ 午後 2 時 30 分
3. 議 案	1. 本年度の自主規制規則の見直しに関する検討について 2. ライツ・オファリングに関する「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の見直し提案について 3. その他
4. 主な内容	1. 本年度の自主規制規則の見直しに関する検討について 本協会では平成 25 年 4 月 16 日から 5 月 17 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行ったところである。協会員から寄せられた提案内容及び今後の本ワーキング・グループでの検討の進め方について、事務局より説明を行った（資料 1 及び資料 2）。 協会員 4 社から計 5 件の見直し提案が寄せられ、本ワーキング・グループでは、そのうちの 2 件（地場受け規制の緩和及びライツ・オファリングに関する「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（以下、投資勧誘規則という。）」の見直し）について議論することとなった。なお、ライツ・オファリングに関する投資勧誘規制の見直し提案については、今後も発行企業の資金調達手段としてライツ・オファリングの利用が予想されることから早急に検討を開始する必要がある、本ワーキング・グループでは、当該提案について優先して検討し、その後、地場受け規制の緩和について検討することとなった。 2. ライツ・オファリングに関する「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の見直し提案について 「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集において、協会員より、ライツ・オファリングに関する投資勧誘規則の見直しの提案が寄せられた。 まず、本件を提案した協会員より、本提案の具体的内容及び提案理由についての説明が行われた。 その後、事務局より、現状の新株予約権証券の取引に関する投資勧誘規則の説明、これまでのライツ・オファリングに係る本協会の対応及び本ワーキング・グループでの検討課題について説明を行った。（資料 3） 本提案を受けて投資勧誘規則の改正を検討することについては異論がなかったが、規制から除外する対象取引については、新株予約権証券の取引すべてとするのか、ライツ・オファリングに係る上場新株予約権（以下、ライツという。）のみとするか、また、ライツのみを除外する場合はコミットメント型とノンコミットメント型に分けて規制するかについては整理する必要がある、本提案を行った協会員において、上記の場合分けをして、それぞれのケースごとに影響等をまとめ、改めて次回以降のワーキング・グループにおいて検討を行うこととなった。

(主な意見)

- ・ ライツを規制の対象取引から外すということであるが、規制の対象取引から外すのは、ライセンスのみか。それとも、新株予約権証券をすべて外してしまうのか。
⇒ 新株予約権証券すべてを除外してしまうと、外貨建てワラントのような値動きの激しい商品まで規制の対象取引から外れてしまうため、そこまでは想定していない。あくまでライセンスのみを対象外にするという提案である。
- ・ 「ライセンス」であるか、「それ以外の新株予約権」であるかで分けた場合、その違いは、価格変動性の大きさであるのか。何を基準として分けるのか、きちんと整理する必要がある。
⇒ 違いについては、そのとおり（価格変動の大きさ）だと考えられる。（事務局）
⇒ 例えば、コミットメント型のライセンスに関しては、協会規則において、引受審査が必要とされているため、分けやすいと考えられる。
- ・ ライツを規則の対象取引から除外した場合に、商品性に関する留意事項はどのような方法で顧客に説明したらよいか。各社バラバラの対応であると、顧客は混乱すると思われる。
- ・ 金融商品販売法上の顧客への説明義務は残るため、商品性に関する留意事項の説明が不要ということにはならないと考える。例えば、上場有価証券等書面にライセンスに関する注意書きを追加する等の対応も考えられる。顧客への説明手段は様々であると考えられる。
- ・ 商品性に関する留意事項の説明が今後もなくならないということだが、上場有価証券等書面に記載するだけで、本当によいのか。ライセンスを規則の対象取引から外すと顧客への説明を忘れてしまう会社もあるかもしれない。商品性に関する留意事項の説明が必要であるということであれば、敢えて顧客から確認書を徴求するという対応を取る会社もあるかもしれない。
⇒ 商品性に関する留意事項の説明義務の廃止については、今後の議論次第かと思われる。有価証券の権利の制限については、金融商品販売法上の説明義務は残るため、依然として説明は必要になると考えられる。
- ・ 投資勧誘規則第 11 条に規定する「節度ある利用」も除外する理由は何か。
⇒ 当該規則上のライセンスに関する規制をすべて廃止した方がよいのではないかという理由である。
- ・ 規制の対象取引から外すライセンスを明確に場合分けして整理したうえで、再度検討する必要があると思われる。

2. その他

	前回（第 27 回）会合で検討した F A T F の対日相互審査において指摘された不備事項に関し、各社から寄せられた同不備事項に対する懸念事項及び今後の検討の進め方等について、事務局より説明を行った。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（0 3－3 6 6 7－8 4 7 0）